

# 飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱

平成29年1月6日  
飯塚市告示第8号  
改正 R4-102

## (趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査(以下「健診」という。)を実施することにより、生活習慣病の予防を推進し、もって医療に要する費用の適正化を図るため、飯塚市国民健康保険条例(平成18年3月26日飯塚市条例第149号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 健診の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 健診を受診する日において本市国民健康保険の被保険者である者
- (2) 健診を受診する日の属する年度において40歳以上75歳未満の年齢に達する者

## (実施方法)

第3条 健診は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定めるところにより実施する。

- (1) 個別健診 市長があらかじめ定める期間内に、病院等(以下「健診機関等」という。)において実施する健診
- (2) 集団健診 市長があらかじめ定める日時及び場所において実施する健診

2 市長は、健診を実施するに当たり、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)に定める項目の診査を実施できる健診機関等に委託するものとする。

## (受診回数)

第4条 健診の受診回数は、同一年度内において、同一人につき1回とする。

## (健診項目)

第5条 健診の項目は、別表に定めるとおりとする。

## (受診券の交付)

第6条 市長は、毎年度、対象者に受診券を交付する。

## (受診方法)

第7条 健診を受診する者(以下「受診者」という。)は、前条に規定する受診券及び飯塚市国民健康保険証(以下「保険証」という。)を健診機関等に提示しなければ

ならない。

- 2 前項の場合において、受診者から飯塚市国民健康保険資格証明書の提示があった場合には、保険証の提示があったものとみなす。

(費用の負担)

第8条 受診者は、健診に要した費用の一部(以下「負担金」という。)を健診機関等に支払わなければならない。

- 2 前項の負担金の額は、1回につき個別健診500円、集団健診500円とする。

- 3 前2項の負担金については、受診者が、次のいずれかに該当する場合は免除するものとする。

- (1) 市民税非課税世帯に属する者であって、市が発行する非課税世帯証明書を健診機関等に提出した者。ただし、転入等により市が発行する非課税世帯証明書が提出できない場合は、転入前の市町村が発行する証明書類を健診機関等に提出するものとする。

- (2) 前年度に健診を受診した者(職場健診等の結果提出した者を除く。)

- (3) 当該年度中に年齢40歳、50歳及び60歳に到達する者

(R4-102 追加)

(健診結果)

第9条 市長は、健診を実施した健診機関等を通じて、受診者に対して健診結果を通知し、及び説明するものとする。

(実施報告)

第10条 健診機関等は、健診に関する記録を電磁的方法により作成し、福岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に提出しなければならない。

(保健指導の実施)

第11条 市長は、健診の結果において、そのリスクに応じて必要な保健指導を実施するものとする。実施にあたっては、別に定める第2期特定健康診査等実施計画によるものとする。

(個人情報保護)

第12条 健診及び保健指導の情報の取り扱いに携わる者は、飯塚市個人情報保護条例(平成18年条例第11号)の規定を遵守しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。  
(飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要領の廃止)
- 2 飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要領は廃止する。  
附 則(令和4年3月31日 告示第102号)  
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表

区分		内容	
特定健康診査	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			B M I
		血圧測定	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			H D L - コレステロール
	L D L - コレステロール		
	肝機能検査	G O T	
		G P T	
		- G T P	
	血糖検査	空腹時血糖 ( 随時血糖 )	
尿検査	糖、蛋白		
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
	眼底検査		
保険者独自の追加健診項目	血糖検査	ヘモグロビンA1c	
	尿検査	潜血	
	血清クレアチニン検査		
	尿酸検査		
	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
心電図検査			